# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報 保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

### 評価実施機関名

福岡県八女市

### 公表日

令和7年8月5日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	住民基本台帳関連事務				
②事務の概要	市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。ハ女市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入、転居、転出、世帯変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載を上た際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の資知及び個人番号の通知及び個人番号の変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付10個人番号の通知及び個人番号カードの交付10個人番号カード等を用いた本人確認なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付10個人番号カード等を用いた本人確認なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付10個人番号カード等を用いた本人確認なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付10個人番号カード等を用いた本人確認なより機構に対する事務における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。※詳細は(別添1)事務の内容を参照。				
③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合利用番号連携サーバ 4. 中間サーバ ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバ(以下、「市町村CS」という)において管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。				
2. 特定個人情報ファイル名					
1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル(番号	法第7条第1項)				

#### 3 個人番号の利用

号法)

法 τι 上 ∪ / 依 / 炒	・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし ※住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	市民部市民課市民係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号: 0943-23-1115 メールアドレス: shiminkakari@city.yame.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	- 刊 [ ]適用した

適用した理由

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	1年5月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	1年5月31日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる
全成人口们面的人心心 我切门 7000

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書	]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それ	にぞれ重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分であ	ð ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	バーの登録や副本登録の即得られない場合にのみ行う一人物性の確認を徹底して介在する局面ごとにに人為・申請書等に記載されたマーでマイナンバーの紐づけを・特定個人情報を含む書類・マイナンバー入りの書類をクを行っている。	際には、申請者は住基ネット照会でいる。また、特別的ミスが発生すイナンバー及び行い、その記録でいる。ままないが発生するのではい、その記録でいる。	ンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンからのマイナンバー取得の徹底や申請者からマイナンバーがは、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とし、同定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手がるリスクへの対策を講じている。本人情報の入力の際は、複数人による入力確認を行ったうえを残している。 どは、施錠できる保管庫に保管し、施錠を徹底している。 は、あて先に間違いないか請求できる対象者か、ダブルチェッミスが発生するリスクは「十分である」と考えられる。		

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]	全項目評価又は重点項目評価を実	施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	つれるリスクへの対策 「、事務に必要のない情で、事務に必要のない情でで不正に使用されるリスを使用等のリスクへの対象であれるリスクへの対象をして手があるリステムを通じて干している。 「い・滅失・毀損リスクへ	報との紐付けが行われるリスクへの対象 スクへの対策 対策 をでいるでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ま	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	理的安全管理措置、技術的領 ・特定個人情報を含む書類や 庫も施錠している。 ・USBメモリは当業務では利用 ・特定個人情報が記録された 認を徹底している。	安全管理措置を講じてい やUSBメモリは、施錠でき 用できないよう業務端末 に書類等を廃棄する場合	きる書棚に保管することを徹底し、施錠し	した鍵の保管 と分までの確

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	様式変更に伴い全面改訂			事後	
				, , ,	